

都市計画法第 53 条第 1 項の許可に関する取扱要綱

(目的)

第 1 条 本要綱は、都市計画施設の区域内の建築に関する都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 53 条第 1 項の許可（以下「許可」という。）について、法第 54 条に規定する許可基準によるほか、市長が許可を行うことができる場合について定めるものとする。

(許可の方針)

第 2 条 市長は、許可の申請において、当該建築物が次に掲げる要件のすべてに該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められる場合は、その許可を行うことができる。

- (1) 階数が三以下で、かつ、地階を有しないこと。
- (2) 主要構造部（建築基準法第 2 条第 5 号に定める主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

(適用除外)

第 3 条 前条の規定は、次の表に掲げる都市計画施設の整備中の区域又は市街地開発事業の施行予定の区域については適用しない。

都市計画施設名	適用除外区域
国道 176 号線	西宮市域内の未整備区域
名神湾岸連絡線	未整備区域
浜手幹線	未整備区域

付 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 29 年 1 月 1 日までに関係法令に基づく許可申請がなされたものについては、この要綱の規定は適用しない。

付 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年5月1日から施行する。